

市立根室病院医療安全対策規程

(目的)

第1条 この規程は、市立根室病院における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために必要な事項を定める。

(医療安全対策委員会)

第2条 前条の目的を達成するために、市立根室病院医療安全対策委員会（以下「安全対策委員会」という。）を設置する。

2 安全対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療安全管理の検討及び研究に関すること
- (2) 医療事故の分析及び再発検討に関すること
- (3) 医療安全管理のための職員に対する指示に関すること
- (4) 医療安全管理のために行う提言に関すること
- (5) 医療安全管理のための啓発、教育、広報及び出版に関すること

3 安全対策委員会は、委員長及び委員を以て組織する。

4 委員長は院長が指名し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が委員長の職務を代行する。

5 委員は、医局、医療技術部、薬剤部、看護部、医療安全部、事務局の職員をもって構成し、院長が指名する。

6 安全対策委員会は概ね月1回の開催とし、委員長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じ、臨時の安全対策委員会を開催できるものとする。

7 安全対策委員会の庶務は、医療安全推進室において行う。

(リスクマネージャー委員会)

第3条 事故防止対策を実効あるものにするため、安全対策委員会にリスクマネージャー委員会（以下「リスク委員会」という。）を設置し、事故の原因分析や事故防止等について、調査・検討する。

2 リスク委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各部署における医療事故の原因及び防止方法並びに医療体制の改善方法についての検討及び提言
- (2) インシデント報告の内容の分析及び報告者へのコメントや指導等
- (3) 安全対策委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の所属職員への周知徹底
- (4) 職員に対するインシデント報告の積極的な提出の励行
- (5) その他医療事故防止に関すること

3 リスク委員会は、委員長及び委員を以て組織する。

4 リスク委員会の委員長は、医療安全部長とする。

5 リスク委員会の委員は、医局、医療技術部、薬剤部、看護部、医療安全部、事務局の職員をもって構成し、安全対策委員会の委員長が指名する。

6 リスク委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 リスク委員会の庶務は、医療安全推進室において行なう。

(医療安全部)

第4条 本院内における医療安全対策を総合的に企画、実施するために医療安全部を設置する。

2 医療安全部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) インシデント・アクシデント報告に関する検証
- (2) 医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査

- (3) 医療安全マニュアルの作成及び点検並びに見直しの提言等
 - (4) 医療安全に係る情報の把握と周知
 - (5) 医療安全に係る職員への啓発・広報
 - (6) 医療安全に係る教育研修の企画及び実施に伴う記録の作成
 - (7) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書の作成を行い、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果の記録の作成を行うこと
 - (8) 医療安全対策委員会との連携状況、患者からの相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、医療安全推進室長の活動実績の記録の作成
 - (9) 医療事故調査委員会及び医療安全対策委員会の開催
 - (10) その他、医療安全の確保に関すること
- 3 医療安全部は、医療安全部長、医療安全推進室長、医療安全推進室員を以て構成する。
 - 4 医療安全部は、医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスを概ね週1回開催し、その構成員は、医療安全対策委員会の委員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者とする。
 - 5 医療安全部の構成員の氏名及び役職は院内掲示等の方法により公表し、本院の職員及び患者等の来院者に告知する。

(医療安全推進室長)

- 第5条 医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従・兼任を問わない看護師、薬剤師、その他の医療有資格者を医療安全推進長として医療安全部に配置する。
- 2 医療安全推進長の業務は次のとおりとする。
 - (1) 医療安全部の業務に関する企画立案及び評価
 - (2) 定期的に院内を巡回し、各部門における医療安全対策の実施状況の把握・分析を行い、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進
 - (3) 各部門・部署のリスクマネージャーの支援
 - (4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整及び職員研修の企画・実施
 - (5) 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制の支援

(医療薬品安全管理責任者)

- 第6条 医薬品の安全使用のための責任者として、薬剤部長の職にある者を医薬品安全管理責任者とする。
- 2 医薬品安全管理責任者は、医療安全推進室と連携し、医薬品に係る安全管理のための体制を整備する。
 - 3 医薬品安全管理者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 医薬品安全使用のための業務に関する手順書の作成
 - (2) 職員に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
 - (3) 医薬品の業務手順書に基づく業務の実施
 - (4) 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集
 - (5) 医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

(医療機器安全管理責任者)

- 第7条 医療機器の安全使用のための責任者として、医療機器管理室長の職にある者を医療機器安全管理責任者とする。
- 2 医療機器安全管理責任者は、医療安全推進室と連携し、医療機器に係る安全管理のための体制を整備する。
 - 3 医療機器安全管理責任者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施

- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集
- (4) 医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

(職員の責務)

第8条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施及び医療機器の取り扱いにあたって、医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(規程の閲覧)

第9条 本規程は、市立根室病院での安全管理体制について患者等の理解を得るため、申し出により閲覧できる。

(その他)

第10条 本規程に定めるもののほか、医療事故防止対策について必要な事項については、院長が別に定める。

附 則

この規定は、平成13年11月6日から施行する。

この規定は、平成12年5月6日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月23日から施行する。